入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年10月21日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
鉄道建設本部
九州新幹線建設局長　堀口　知巳

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　40

○九建公告第17号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　九州新幹線（西九州）、平山高架橋（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　長崎県諫早市地内

⑷　工事内容　本工事は、九州新幹線（西九州）、武雄温泉起点46km156m～47km012m556（延長856m）間のうち、橋りょう延長75m（ＲＣ桁５連75m）、高架橋延長476m（ラーメン高架橋５連210m、桁式高架橋18連266m）、深礎４基、保守用斜路２箇所等の工事である。ただし、ＰＰＣＴ桁３連（延長105m）、ＰＣ箱桁１連（延長50m）、３径間連続ＰＣ箱桁１連（延長150m）は除く。

⑸　工期　30箇月間

⑹　使用する主な資機材　生コンクリート約18,900㎥　鉄筋約2,800ｔ　型枠約34,400㎡　支保工約85,700空㎥

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムにより実施する対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ：http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

⑿　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⒀　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⒁　本工事は、直接工事費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「高架橋工」のうち、「下部躯体工」、「柱・中間梁工」及び「梁・床板工」並びに「ＲＣ現場打Ｔ桁橋工」のうち、「架設支保工」及び「ＲＣ現場打Ｔ桁製作工」に係わるもの（ただし、保守用斜路を除く、本線部のラーメン高架橋５連及びＲＣ桁23連の歩掛に適用する。）について見積書の提出を求め、予定価格作成のための参考とする工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者若しくは２者を構成員とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）鉄道建設本部九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成27・28年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構鉄道建設本部九州新幹線建設局管内土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構鉄道建設本部九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の組み合わせ等は、次のとおりとする。

ア　構成員３者の場合　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であること。また、出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上の者であることとするが、長崎県に本社を置く者については客観点数950点以上の者とする。

イ　構成員２者の場合　構成員のうち代表者は、客観点数が1,400点以上の者であること。また、代表者以外の構成員は、客観点数が1,200点以上の者であること。

⑷　単体有資格者の場合は、客観点数が1,400点以上の者であることとする。

⑸　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　３者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した次の㋐の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。

その他の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した次の㋐又は㋑のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

㋐　鉄道ラーメン高架橋新設工事

㋑　橋りょう新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

イ　２者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記アの㋐の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。